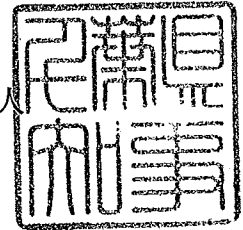


産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県市原市八幡海岸通6番地
氏 名 古河電工エコテック株式会社
代表取締役 富松 智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 令和7年10月6日

許可の有効年月日 令和12年7月24日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び切断・破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、(ウ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(これらのうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 切断・破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、(ウ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(これらのうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

3 許可の条件

なし

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

昭和61年 2月28日 新規許可

令和 7年10月 6日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 砕 施 設 (施行令第7条第7号) (平成17年3月7日、 第16-2-170号) (1号ライン)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 9.0 t/日 (1.13t/時×8時間) (平成17年5月11日)	1	千葉県市原市 八幡海岸通 6番1
破 砕 機	廃プラスチック類 5.0 t/日 (0.63t/時×8時間) 金属くず 7.0 t/日 (0.88t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 15.4 t/日 (1.93t/時×8時間)		
1 次 破 砕 機	廃プラスチック類 5.4 t/日 (0.68t/時×8時間) 金属くず 6.5 t/日 (0.81t/時×8時間)		
2 次 破 砕 機	廃プラスチック類 5.2 t/日 (0.65t/時×8時間) 金属くず 8.6 t/日 (1.08t/時×8時間)		

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第7号) (平成23年2月7日、 第22-1-383号) (6号ライン)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 8.2 t/日 (0.51t/時×8時間×2基) (平成23年10月14日)	1	千葉県市原市 八幡海岸通 6番1
破 碎 機	廃プラスチック類 5.1 t/日 (0.32t/時×8時間×2基) 金属くず 6.4 t/日 (0.40t/時×8時間×2基) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 14.0 t/日 (0.88t/時×8時間×2基)		
切 断 施 設 (6号ライン)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 47.9 t/日 (5.99t/時×8時間) (平成23年10月14日)	1	
切 断 機	廃プラスチック類 15.0 t/日 (1.87t/時×8時間) 金属くず 37.4 t/日 (4.68t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 82.4 t/日 (10.3t/時×8時間)		

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	J	64 m ² 198 m ³ (専用容器保管)	1	千葉県市原市 八幡海岸通 6番1
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	L	400 m ² 1,240 m ³ (専用容器保管)	1	
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	K-0	116 m ² 360 m ³ (専用容器保管)	1	
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	K-1	28 m ² 87 m ³ (専用容器保管)	1	
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	K-2	28 m ² 87 m ³ (専用容器保管)	1	
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	N	310 m ² 961 m ³ (専用容器保管)	1	
破碎後残さ物保管施設	I P 0	6.7 m ² 8.0 m ³ (専用容器保管)	6	
破碎後残さ物保管施設	K-3	172 m ² 533 m ³ (フレコンバック)	1	

(以下余白)